

委託業務仕様書

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」(三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧)を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
- 4 三重県業務委託共通仕様書(測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項)に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

- 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
- (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
- (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

- 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input type="checkbox"/> 積算基準 三重県県土整備部制定 令和5年11月制定 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 令和6年4月1日制定
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和6年4月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県） 令和2年8月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和5年11月） <input type="checkbox"/> 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後10日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 3部 <input checked="" type="checkbox"/> 2部 ）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（業務の進捗により指示する。） <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 照査の実施	<input type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省中部地方整備局 平成29年3月制定） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （特記仕様書のとおり ）
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 （特記仕様書のとおり ）
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものが確認できるよう出典日時も明記すること。

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市
令和6年4月

後退用地整備事業に伴う発注者支援業務 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、四日市市が発注する後退用地整備工事（単価契約）「以下、単価契約工事」の実施に際し、工事資料作成業務およびその他事務作業を外部委託することで、迅速かつ円滑な工事進捗を図ることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 業務内容

本業務は、土地所有者から四日市市に寄付を受けた土地において、整備工事を行うための現地調査、道路埋設物の調査及び埋設物管理者との協議、単価契約工事の受注者への工事指示書（案）の作成、その他事務作業を行うものである。

(2) 業務の範囲

業務項目（単価契約工事に関する）				[業務受託者]
項目①	項目②	項目③	項目④	項目⑤
現地調査 （整備内容の検討）	埋設物調査 （埋設物管理者との協議）	工事指示書(案)作成 (工事指示書(案)、 工事内容説明資料)	単価契約工事の 受注者に現場引継ぎ	完了届及び 現場の確認

※業務項目は変更となる場合がある。

① 現地調査

受託者は、発注者から示された資料に基づき、工事指示書（案）の作成に必要な現地調査を行うものとする（※必要に応じて、市職員が同行する）。

- ・地積測量図と現地を照合し、現地に設置されている杭・鉋等を確認し、整備範囲を把握する。
- ・施工箇所、隣接地及び対面地等の現場状況を把握し、後退用地の整備方法の検討（JIS型側溝、L型側溝、地先境界ブロック、舗装等）、数量の確認を行う。
- ・現地に設置されている道路埋設物の確認（水道、電気、通信、ガス等）を行う。
- ・市民との調整や工事のスケジュールに関わることなど、行政的判断が伴うものについては、担当技術者のみで判断は行わず、市監督職員に報告すること。

② 埋設物調査

受託者は、単価契約工事の施工箇所において、道路埋設物の管理者に埋設照会を行い、工事支障物を調査するものである。

- ・後退用地の整備箇所に埋設物がある場合は、埋設物管理者と協議し、工事の支障となるか確認すること。
- ・工事の支障となる場合、市監督職員に報告すること。

③ 工事指示書（案）作成

受託者は、発注者から示された様式、条件を踏まえ以下の業務を実施する。

- ・①、②の調査結果に基づき、単価契約工事の受注者に施工を指示するために必要となる、工事指示書（案）の作成を行う。
 - ・工事指示書（案）については、別紙①を参考として作成するものとし、その成果を市に提出する。
- ※工事指示書（案）については、市が加工可能な電子データにて提出すること。
- ・指示書（案）の作成件数については、担当技術者1名あたり100件以上を目安とする。

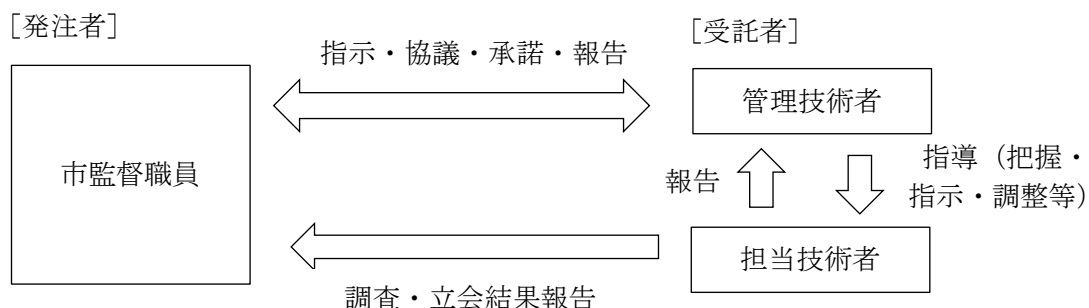
- ④ 単価契約工事の受注者に現場引継ぎ
 市で決裁された工事指示書に基づき、単価契約工事の受注者に現地で指示内容の説明を行う。
 ※市職員が行う場合もある。

- ⑤ 完了届及び現場の確認
 単価契約工事の受注者から提出された指示工事完了届の書類確認及び現場の確認を行う。
 ※市職員が行う場合もある。

業務項目（単価契約工事以外に関する）

- ① その他事務作業
 その他事務作業については、市監督職員の指示によるものとする。
 ※後退用地整備事業に関連する書類の整理など。
- ② 報告
 受託者は実施した業務の内容、その他必要事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出する。

3 実施体制



(1) 技術者要件

〔管理技術者〕は以下のいずれかの資格保有者であること。

- ・測量士、技術士、技術士補、RCCM または RCCM と同等の能力を有する者
- ・一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士

[担当技術者] は以下の資格保有者若しくは実務経験者のいずれかであること。

- ・測量士、技術士、技術士補、RCCM または RCCM と同等の能力を有する者
- ・一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士
- ・土木測量または土木設計における概略、予備、詳細設計業務に5年以上 従事した、実務経験を有する者
- ・土木関係の技術的行政経験を5年以上有する者

実施体制

- ① 担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行う。
- ② 管理技術者の行う業務
 - ・2の(2)の内容について担当技術者が適切に行うように指揮監督等を行う。
- ③ 担当技術者の行う業務
 - ・管理技術者に指示された内容を適正に実施する。
 - ・第三者から通知等を受けた場合は速やかに市監督職員にその内容を正確に伝える。
 - ・第三者への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に伝える。

(2) 業務形態

- ① 担当技術者の事務作業については、四日市市役所本庁舎の近隣で当該業務専用の執務室を確保したうえで、事務作業を行うことを基本とする。執務室を賃貸契約する場合は、発注者と協議するものとし、賃貸契約は受託者が行うこと。なお、執務室の費用については、設計変更の対象とする。また、執務室には、当該業務以外の資料を置かないものとする。
※執務室の間取りについては、賃貸1DK(8畳)程度とする。
- ② 担当技術者は1名配置し、この業務に専念するものとする(担当技術者の常駐義務あり)。
- ③ 担当技術者の超過勤務については、1名あたり月30時間程度を当初設計に見込んでいる(担当技術者の超過勤務時間が、この時間と相違しても原則として、変更の対象としない)。

4 打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と市監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、内容については、その都度書面(委託業務打合せ簿)に記録し、市に提出しなければならない。

また、管理技術者が出席する打合さを月毎に2回行うものとする(WEBでの開催も可)。

本特記仕様書、契約書及び共通仕様書に記載なき事項あるいは、疑義を生じた場合は、発注者と協議の上、処理すること。

5 業務に必要な資料の取扱い

一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受託者の負担において適切に整備すること。

また、市監督職員は、業務実施に必要な資料を受託者に貸与するものとする。貸与資料としては、地積測量図等を想定している。

6 その他

(1) 適用基準

設計業務等共通仕様書（三重県）、三重県公共工事共通仕様書（三重県）、本特記仕様書等及び市監督職員の指示に基づき施行するものとする。

(2) 守秘義務

- ① 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ② 受託者は、当該業務の結果を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。
- ③ 受託者は、当該業務により知りえた情報を当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ④ 受託者は、貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても、他者に漏らしてはならない。
- ⑤ 受託者は、貸与された資料等について当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。

(3) 成果品

成果品は下に示すリストによるものとし、工事指示書（案）については、作成後、市監督職員に適宜、提出すること。

項目	サイズ	成果品数	
① 工事指示書（案）	A 4版を標準とする	2部	電子データ
② 業務報告書	A 4版	2部	電子データ

(4) 業務に使用するパソコン、自動車について

本業務の履行に用いるパソコン、プリンター等の事務用品については、受託者が用意するものとし、業務に必要な通信回線を含む電算環境の確保は受託者が公衆回線等により行うものとする。

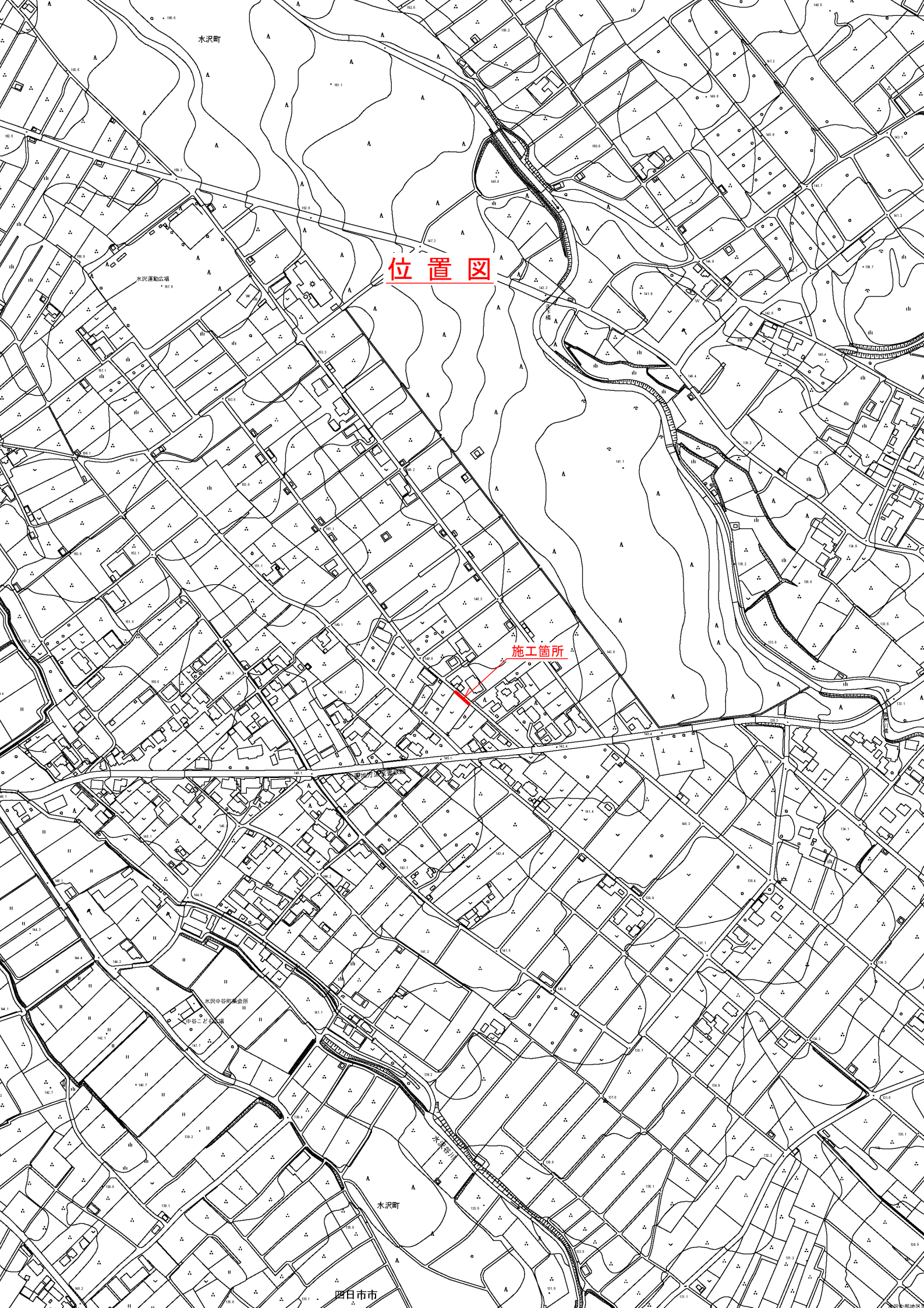
また、業務に必要な自動車は、受託者が用意し、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処理すること。

(5) ウイルス対策

受託者は、市監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

(6) 土地の立ち入り等について

現地調査時は、市が発行する調査員証を携帯すること。また、本業務を実施するために第三者の土地に立ち入る場合は、受託者において了解を得ること。



水沢町

水沢運動広場

位置図

施工箇所

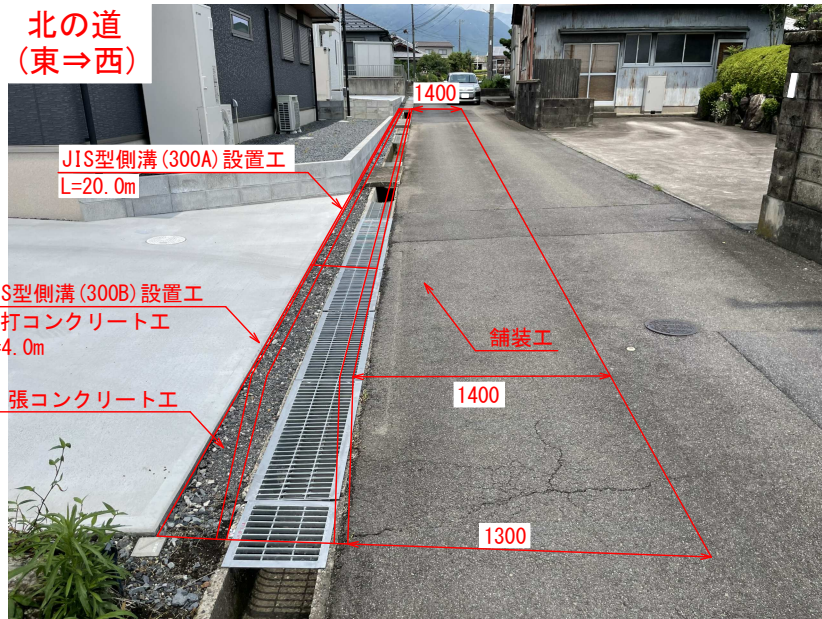
水沢中谷町集会所
中谷二丁目公園

水沢町

奥州市



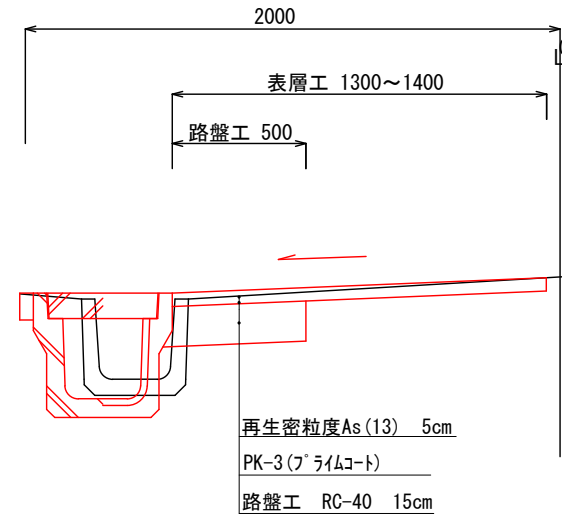
北の道
(東→西)



標準断面図

S=1:20

No. 0+6.6付近



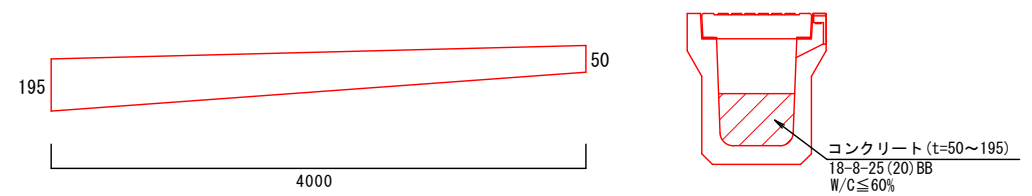
北の道
(西→東)



工法図

V=1:20, H=1:40

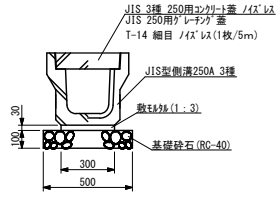
底打コンクリート工
JIS型側溝 (300B) 施工区間



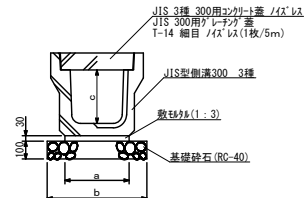
注1) 埋戻し材料について、RC-40にて埋戻すこと。

注2) 側溝工の縦断勾配は2.5%程度とすること。

JIS型側溝(250)設置工

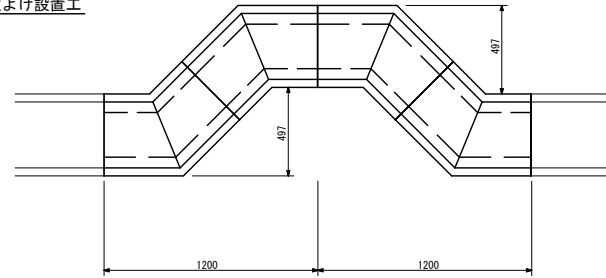


JIS型側溝(300)設置工



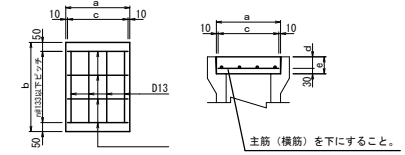
呼び名	寸法 (mm)		
	a	b	c
300 A	360	560	300
300 B	330	530	400
300 C	340	540	500

電柱よけ設置工



名称	規格	単位	数量
JIS型側溝電柱よけ		本	4
電柱よけ用蓋	ノイズレス	枚	8

現場打ち側溝蓋設置工【参考】



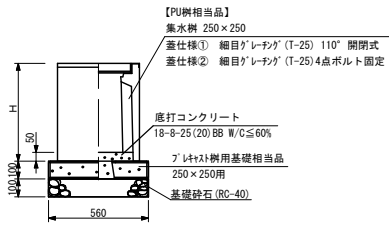
側溝寸法	寸法 (mm)				
	a	b	c	d	e
U-250	360	500~1000	3φ100, 2φ20	60	90
U-300	410	500~1000	3φ116.7, 2φ20	65	95

設計条件

コンクリート設計基準強度	$\sigma_{ck} = 24 \text{ N/mm}^2$
鉄筋材質	S D 295

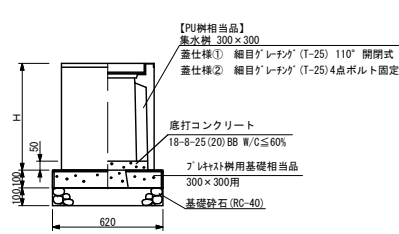
※延長は、501 ≤ b < 1000とする。
 ※コンクリート配合は、24-8-25(20)BB W/C ≤ 55%とする。
 ※設置は道路方向のみとする。
 横断方向は乗入程度としT-14以下とする。
 ※コンクリート蓋使用部で切物が発生する場合は、隅り合う標準品と一体として現場打ちすること。
 ※コンクリート打設時は、配筋状況が確認出来る状況写真を撮ること。
 ※主筋(横筋)を下にすること。

集水樹(250×250)設置工



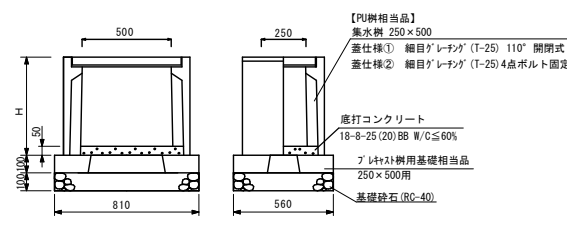
呼び名	寸法 (mm)
	H
250×250 S	450
250×250 A	550
250×250 B	700
250×250 C	800
250×250 D	900
250×250 E	1,100

集水樹(300×300)設置工



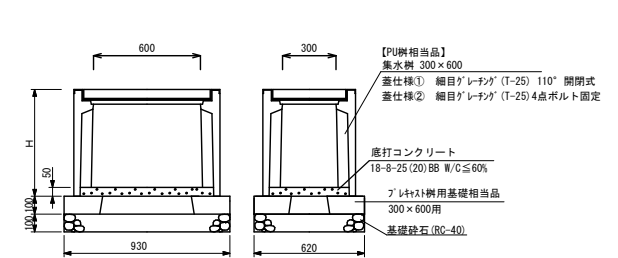
呼び名	寸法 (mm)
	H
300×300 S	500
300×300 A	600
300×300 B	700
300×300 C	800
300×300 D	1,000
300×300 E	1,200
300×300 F	1,400

集水樹(250×500)設置工



呼び名	寸法 (mm)
	H
250×500 S	450
250×500 A	550
250×500 B	700
250×500 C	800
250×500 D	900
250×500 E	1,100

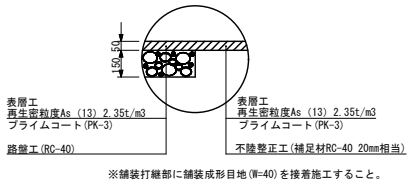
集水樹(300×600)設置工



呼び名	寸法 (mm)
	H
300×600 S	500
300×600 A	600
300×600 B	700
300×600 C	800
300×600 D	1,000
300×600 E	1,200
300×600 F	1,400

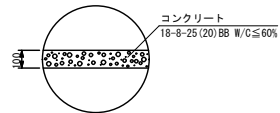
舗装工

※市道部分の最小舗装構成



※舗装打継部に舗装成形目地(W=40)を接着施工すること。

張コンクリート工



※10mに1箇所 目地材(澀青質)を設置すること。

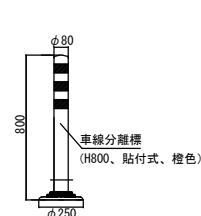
土間コンクリート工



※10mに1箇所 目地材(澀青質)を設置すること。

車線分離標設置工

※ 下記製品の同等品以上とする。



※ 製品の寸法値は参考とする。
 ※ 製品について、同等品以上を使用すること。
 ※ 側溝工について、民地からの取付管を必要に応じて接続すること。

名称	標準図 ①
縮尺	S=1:30
事業主体	四日市市